| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| 第３　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） |
| 　２　大阪府都市整備部（本庁）についての監査の結果及び意見 |
| 　 (5)　契約関係 |
| 【監査の結果２】単価検索ソフト契約における契約書の齟齬【都市整備部】 | 　大阪府は、Web建設物価の利用に関する契約及び積算資料電子版の利用に関する契約について、その利用端末の必要数量を再検討のうえ、随意契約理由書において判断過程を明記すべきである。 | 単価検索ソフトの利用端末数について再検討し、必要数を改め、契約間で相違がないよう統一を図った。また、随意契約理由書に「２誌を比較することが原則である」ことを明記した。 | 措置 |
| (6)　補助金 |
| 【監査の結果３】補助対象事業の支出の相当性【都市整備部】 | 　大阪府は、大阪府公共交通機関等と連携した受入環境整備事業補助金につき、補助金交付申請時に、補助対象事業者に補助対象経費の明細を示す資料の提出を求める形に改め、同補助金交付要綱においてもその内容を明記すべきである。また、事業実績報告時における検査手法については、現在の運用に即して、補助対象事業者に提出を求める資料等を同補助金交付要綱に明記すべきである。 | 補助金交付申請時に、補助対象経費の明細が示されるよう、交付申請様式に数量の明細等を記載するよう要綱を改定した。また、事業実績報告時に補助対象事業者に提出を求める資料等を明確にするため、実績報告様式に事業完了の確認に必要な図書一覧を明記するよう要綱を改定した。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| ３　土木事務所についての監査の結果及び意見 |
| (4)　契約関係～再委託等 |
| 【監査の結果６】再委託先の名称の通知・大阪府による承諾【都市整備部】 | 大阪府は、土木事務所における道路に関する委託契約に関し、受注者に対して、再委託の有無や再委託先の名称等の通知をするよう指導を徹底すべきである。 | 各土木事務所に対して、発注者の承諾なく再委託を行わないよう受注者を指導するよう周知徹底した。 | 措置 |
| (5)　書類等の保管 |
| 【監査の結果７】書類の保管ルール、方法【都市整備部】 | 大阪府は、各土木事務所に対し、大阪府行政文書管理規則を改めて周知したうえで、土木事務所が保管する各種書類の保管場所、保管方法及び管理の方法について、都市整備部（本庁）の指導等により、大阪府行政文書管理規則に基づく共通の方法により書類を整理のうえ保管、保存すべきである。 | 各土木事務所に対して、規則に基づく書類の保管、保存を徹底するよう周知した。また、毎年度実施している、本庁所属が各土木事務所を対象に実施している事務監察において、書類の保管状況を新たに点検対象とすることとした。 | 措置 |
| (6)　備品・資材管理 |
| 【監査の結果９】物品リストと現物の照合の必要性【都市整備部】 | 大阪府は、物品リストと現物の照合作業を行い、齟齬があれば、物品リストの修正を行うべきである。 | 各土木事務所に対して、物品リストと現物の照合作業を行い、齟齬があれば、物品リストを修正した。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| (8)　不法占用・道路占用等許認可 |
| 【監査の結果11】不法占用への対処【都市整備部】 | 　大阪府は、土木事務所所管の道路または道路区域外の土地について不法占用を認知したときは、道路法、道路の不法占用物件等監督処分要綱等に基づき、措置命令を含め適切に権限を行使し、実効的な不法占用の解消措置を講じるべきである。 | 解決困難な事案については、道路法、道路の不法占用物件等監督処分要綱等に基づき、訴訟提起や措置命令を経た代執行などの法的措置も視野に入れながら土木事務所と本庁関係課が一丸となって、不法占拠の解消を図っていく。 | 措置 |
| 【監査の結果12】不法占用者に対する不当利得返還請求【都市整備部】 | 　大阪府は、土木事務所所管の用地や道路について、不法占用を発見した場合、当該不法占用者に対し不法占用期間にかかる占用料相当額を請求することを個別に検討すべきである。 | 不当利得返還請求については、その必要性が認められる事案について、その根拠等案件ごとに法務相談を行い、その結果を踏まえて対応を検討していく。 | 措置 |
| (9)　道路損傷行為への対応 |
| 【監査の結果14】誓約書の記載【都市整備部】 | 　大阪府は、原因者と誓約書を取り交わす場合、誓約書に工事完了期限を記入することを徹底すべきである。 | 府の顧問弁護士への法務相談を経て、誓約書のあり方を含めて道路損傷処理事務取扱要領を改正し、令和２年４月１日より土木事務所にて改正版の要領を適用することとした。 | 措置 |
| 【監査の結果15】道路損傷処理事務取扱要領に基づく対応【都市整備部】 | 　大阪府は、道路損傷行為に対しては、道路損傷処理事務取扱要領による復旧工事を行うことを徹底すべきである。 | 各土木事務所に対して、道路損傷行為に対しては、道路損傷処理事務取扱要領による復旧工事を行うことを周知徹底した。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| (10)　道路パトロール等 |
| 【監査の結果16】土木事務所のパトロール体制【都市整備部】 | 　大阪府は、各土木事務所が行う道路パトロールについて、名称や各パトロールの内容について、都市整備部において一定程度統一したルールを定め、各土木事務所の道路パトロールの内容が合理的なものであるか検証し、不合理な相違があればこれを改めるべきである。 | 大阪府都市基盤施設長寿命化計画において、日常パトロールの実施方法、パトロール計画の策定、データの蓄積管理について定めており、既に一定程度統一したルールで運用している。これらを踏まえ、各土木事務所において、各分野施設ごとにパトロール要領を策定している。 | 措置 |
| ４　大阪府土地開発公社についての監査の結果及び意見 |
| (3)　大阪府土地開発公社が行う入札一般について |
| 【監査の結果20】最低制限価格の設定【都市整備部】 | 　大阪府土地開発公社は、入札を行うに際し、最低制限価格を設定すべきである。 | 大阪府土地開発公社が、入札を行うに際し、最低制限価格を設定したことを確認した。 | 措置 |
| (5)　経営目標について |
| 【監査の結果25】経営目標の設定【都市整備部】 | 　大阪府土地開発公社及び大阪府は、用地取得の進捗率に関して年度末に経営目標の達成状況を評価する際は、年度初めに設定された目標値を基準として評価すべきである。 | 年度末に経営目標の達成状況を評価する際は、毎年５月に実施される「大阪府指定出資法人評価等審議会」にて設定・承認された目標値を基準として評価するよう成果測定指標を改めた。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| ６　大阪高速鉄道株式会社についての監査の結果及び意見 |
| (1)　会計に関する事項 |
| 【監査の結果28】監査報酬の計上時期【都市整備部】 | 　大阪高速鉄道株式会社は、次年度に役務が提供される予定の会計監査人による監査業務に関し、その対価を前年度の未払金として費用計上すべきではなく、役務の提供を受けた時点で費用計上すべきである。 | 大阪高速鉄道株式会社が、平成31年３月期決算から、当該年度の対価に対し費用計上することに変更したことを確認した。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 第３　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） |
| 　１　総括意見 |
| 　 (1)　道路交通政策の在り方 |
| 【意見１】PDCAサイクルについて【都市整備部】 | 　大阪府は、交通・道路事業を効率的効果的に推進していくために各種計画のPDCAサイクルが有効に機能しているかを今一度検証するとともに、大阪府下の交通・道路に関して大阪府が担うべき役割を踏まえ、選択と集中の観点から事業推進の是非につき不断に見直していくべきである。 | 　効率的・効果的に事業推進が図られるよう、各種計画において、PDCAサイクルの観点を取り入れており、社会情勢の変化などにも適切に対応するため、適宜事業計画について見直しを行っている。　引き続き、各種計画ごとに、PDCAサイクルが有効に機能していくよう、取り組んでいく。 |
| 　 (2)　土木事務所の事務の効率化について本庁が果たすべき役割 |
| 【意見２】土木事務所の事務の統一・管理等【都市整備部】 | 　大阪府は、根拠を同じくして各土木事務所が共通して実施している事務について、都市整備部（本庁）の各部署と土木事務所が一体となって、七土木所長会その他各種の会合等の場を活用する等して、事務の実施方法の共有化や業務の在り方を示し、また事務の統一化や共通化に取り組むべきである。 | 　これまでも、必要に応じて土木事務所における事務の統一化や共通化に取り組んできたが、今後も必要に応じて改善に取り組む。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| ２　大阪府都市整備部（本庁）についての監査の結果及び意見 |
| (1)　「横断的な施策立案の場」について |
| 【意見３】「横断的な施策立案の場」について【都市整備部】 | 　大阪府は、大阪府交通道路マスタープランに示される「横断的な施策立案の場」の意義につき、都市整備部において認識を共有し、その施策進捗状況を適切に把握すべきである。 | 　部内関係者を構成員とする「今後の交通政策に関する意見交換会（H30.10～H30.11）」において、「横断的な施策立案の場」の意義について、共有を図った。 |
| (2)　未着手路線の進捗管理 |
| 【意見４】未着手路線の進捗管理【都市整備部】 | 　大阪府は、平成23年３月に策定した「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づく進捗管理を定期的に実施する体制を構築すべきである。 | 　府において都市計画決定した路線の見直し状況については年度ごとに進捗を管理している。なお、市町村において都市計画決定した路線も含めた府域全体の都市計画道路については、概ね10年ごとに行う定期見直しの際に検討することとしている。 |
| (3)　自主財源について |
| 【意見５】自主財源の計画等【都市整備部】 | 　大阪府は、自主財源事業の財源確保目標値や手法につき計画を定める等して、その後の使途や実績を検証する仕組みを構築すべきである。 | 　自主財源の確保については、都市基盤施設の良好な維持管理の推進に資するため、維持管理予算を自ら確保するプラスαの事業であり、財源確保の目標値を設定することは困難なものであると考えている。　なお、使途や実績については、維持管理業務に携わる職員で構成されるメンテナンスマネジメント委員会等において必要に応じて検証していく。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| (4)　事業評価手法 |
| 【意見６】事業評価手法（道路拡幅や自転車通行空間）【都市整備部】 | 　大阪府は、既設道路の拡幅等の改良工事や自転車通行空間の整備についての事業評価手法定立のための検討を行うべきである。 | 道路の安全な通行を確保するための道路拡幅事業や歩行者の安全・安心な通行を目的とした歩道設置、自転車通行空間整備などの交通安全事業は、便益の定量化手法が確立されていないため、費用便益分析による評価を行っておらず、交通状況や通学路指定の有無、地域の状況（沿道の建物の立地状況等）などにより事業の必要性（優先度）を総合的に判断し事業化している。 |
| (5)　契約関係 |
| 【意見７】システム関連契約の実績報告について【都市整備部】 | 　大阪府は、システム関連業務委託契約について、その完了報告の際には、成果図書類のみならず、実施工数や単価等の明細書を徴求し、今後のシステム関連業務の委託契約金額の予定価格積算の参考とすべきである。 | 　当該業務においては、予定価格決定のための工数は仕様書に基づく見積を徴取又は国土交通省により示されている「設計業務等標準積算基準書」に準拠した標準歩掛を採用している。実際の作業内容や業務実績については月次報告や完了時報告等を受け、内容を確認している。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 【意見８】調査検討業務の実績報告について【都市整備部】 | 　大阪府は、調査検討業務（コンサルタント）委託契約については、その完了報告の際には、成果図書類のみならず、実施工数や単価等の明細書を徴求し、今後の調査検討業務の委託契約金額の予定価格積算の参考とすべきである。 | 　当該業務における予定価格決定のための工数は、国土交通省により示されている「設計業務等標準積算基準書」に準拠した標準歩掛を採用しており、標準歩掛にないものについては、仕様書に基づく見積を徴取している。また単価は、国土交通省により示されている「設計業務委託等技術者単価」を適用している。　完了報告の際には、成果図書が仕様書等で定められたものかを確認するとともに、契約書等に基づき提出された業務月報や打合せ記録簿等により、作業内容や業務実績の報告を受けている。 |
| 【意見９】単価検索ソフト契約における随意契約理由書の記載内容【都市整備部】 | 　大阪府は、Web建設物価の利用に関する契約及び積算資料電子版の利用に関する契約の各随意契理由書の記載について、実態を踏まえた適切な表現に改めるべきである。 | 　実態に合わせ､以下の内容を随意契約理由書に追記することとした。・積算に用いる建設資材等の価格は、市場価格を正確に反映するため、Ｗｅｂ建設物価および積算資料電子版の２誌を比較することが全国の官公庁等において原則であること。・Ｗｅｂ建設物価・積算資料電子版の提供元はそれぞれ、一般財団法人建設物価調査会・一般財団法人経済調査会のみが唯一利用許諾を行っていること。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 【意見10】交通安全教育指導員派遣事業委託における成果の把握【都市整備部】 | 　大阪府は、交通安全教育指導員派遣事業委託について、その事業の効果を図ることができるよう、活動指標（アウトプット）のみならず、その効果を図る指標（アウトカム）を設けるなどして、より事業の効果を測ることができるよう報告のあり方を改めるべきである。 | 　交通安全教育実施後にアンケートを行うよう改善し、安全教育の効果が測ることができるようになった。今後、受講者の意見等を参考に、より効果的な交通安全教育に努めていく。 |
| ３　土木事務所についての監査の結果及び意見 |
| (1)　都市整備部(本庁)と土木事務所の連携 |
| 【意見11】七土木所長会の議事録の作成【都市整備部】 | 　大阪府は、七土木所長会の議事録を作成すべきである。 | 　平成31年1月開催分より、議事概要を作成することとした。 |
| (2)　契約関係～契約の締結 |
| 【意見12】契約設計における予定価格の算出方法【都市整備部】 | 　大阪府は、作業員の業務時間を積み上げて業務委託契約の設計をする場合、作業員ごとに予定される業務内容・業務時間を正確に積み上げて積算すべきである。 | 　指摘のあった土木事務所において、正確な積算を行うよう、再発防止の指導を行った。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 【意見13】受注業者の選定方法１【都市整備部】 | 　大阪府は、主要地方道富田林泉大津線外トンネル非常警報装置等保守点検業務に関し、参加意思確認公募手続や他の業者へのヒアリングなどの方法により、随意契約の妥当性を検討すべきである。 | 　トンネル非常警報装置等保守点検業務に関し、同種業務の履行実績のある業者（９社）に対しアンケートを実施したところ、全社から「トンネル非常警報装置等保守点検業務には監視システムを包括した保守点検業務を含んでおり、他社が設置した設備については不具合が発生した際に自社での対応が困難である。」などの理由により、当該システムに精通している会社以外では業務を実施できないとの回答があった。　以上のことより、本業務については、これを基に府として２号随意契約が妥当であると考える。 |
| 【意見14】受注業者の選定方法２【都市整備部】 | 大阪府は、連続立体交差事業に係る各業務に関して、鉄道事業者に発注せざるを得ない種類の業務であるか否かを慎重に見極めた上で、鉄道事業者との間の過去の協定書の内容も考慮し、協定書に記載する相互協力の範囲内であれば鉄道事業者の協力を求め、鉄道事業者以外の業者との直接契約を視野に入れるなど価格競争性を確保した業者選定の在り方を検討すべきである。 | 　これまでも、連続立体交差事業に係る各業務に関して、鉄道事業者に発注せざるを得ない種類の業務であるか否かを慎重に見極めたうえで、契約を行っている。　なお、価格については、不当に高額とならぬよう鉄道事業者の再委託費用も含めて妥当性を確認している。 |
| 【意見15】随意契約理由の記載の充実【都市整備部】 | 大阪府は、土木事務所が随意契約の方法により概算金額による契約を締結する場合、随意契約理由書において、随意契約によることとした理由のほか、当該契約の相手方業者が契約相手方選定の条件を充足しているか否かも具体的に記載すべきである。 | 　各土木事務所に対して、随意契約理由書の作成にあたっては随意契約に必要な項目「業務概要、緊急の必要性、業者選定要件の充足（入札参加資格、地域要件等）」を適切に記載するよう、記入例と共に周知した。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 【意見16】機器設置契約及び保守点検業務の発注方法【都市整備部】 | 大阪府は、土木事務所において、導入した情報機器等を運用する間に、定期的に保守点検業務が必要となる機器を導入する場合、導入時に運用期間中の保守点検費用の算定が可能なものについては、業者選定にあたり、システムの設置コストに加えて、運用期間中の保守点検費用等を含めたトータルコストについても評価できる契約手法を検討すべきである。 | 　情報機器の導入にあたり、トータルコストを評価できる契約手法として、建設工事と保守点検業務を一体的に入札し契約する制度を、令和２年度に試行実施する。 |
| 【意見17】随意契約理由の記載ルール【都市整備部】 | 大阪府は、各土木事務所が大阪府土地開発公社や大阪高速鉄道株式会社との間で随意契約の方法により同種の契約を締結する場合、随意契約理由書における理由の記載内容を統一すべきである。 | 　大阪府土地開発公社及び大阪高速鉄道株式会社との随意契約理由書について、同種の契約を締結する場合、各土木事務所に様式等を通知し、記載内容の統一を図った。 |
| 【意見18】随意契約における見積取得のあり方【都市整備部】 | 大阪府は、土木事務所が随意契約の方法により契約を締結するに際し、契約締結前に業者との間で、契約金額について交渉を行い、複数回見積書の提出を受けたうえで契約を締結した場合、価格交渉を行った際の交渉内容や経過を記録すべきである。 | 交渉内容や経過の記録化を行っている土木事務所と行っていない土木事務所が存在したため、各土木事務所に事例と共に記録化の徹底を周知した。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| (3)　契約関係～変更契約 |
| 【意見19】変更契約に伴う事務量・事務経費の削減【都市整備部】 | 　大阪府は、土木事務所における工事請負契約に関して当初契約の設計をする際、より慎重に設計をして、変更契約を締結する必要が生じないようにし、変更契約に伴う事務量を削減するよう努めるべきである。また、変更契約の必要性が判明した際には、更なる変更契約による事務量が嵩まぬよう、追加で必要な工程等を全て検討の上、当該変更契約手続の中で処理できるよう努めるべきである。 | 当初設計時に想定し得ない条件変更等によりやむを得ず変更契約が生じる場合もあるが、極力少なくなるように努めるよう、都市整備部（本庁）が土木事務所等に対して実施する事務監察等にて口頭での周知・指導を行っている。　また、変更契約の手続きに時間がかかり、長期間工事を止めることが妥当でないことから、複数回変更契約せざるを得ない場合もあるが、必要性が判明している変更内容については、同時に手続きできるよう周知・指導する。 |
| 【意見20】変更理由書の記載の充実【都市整備部】 | 大阪府は、土木事務所における工事請負契約の変更契約に関して、変更理由書を見れば、変更理由が具体的にわかるように、変更理由を具体的に記載すべきである。 | 変更理由書への具体的な理由の記載については、これまでも事務監察時等に事務所に口頭指導してきたが、今後も周知・指導する。 |
| 【意見21】都市整備部（本庁）による各土木事務所における変更契約の把握・分析【都市整備部】 | 　大阪府は、都市整備部（本庁）において、当初契約金額の20％を超える増額となる変更契約がなされた事例を集積し、分析する制度を設けるべきである。 | 　増額割合の大きい変更契約について、特に技術的判断が難しい案件については事業管理室でも事前相談を受けて一定把握し、事務所への指導を行っている。今後はその内容を分析し、不適切と思われる事例があれば、再発防止のため周知・指導する。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| (4)　契約関係～再委託等 |
| 【意見22】受注者が指定出資法人の場合の再委託先の通知・大阪府による承諾【都市整備部】 | 　大阪府は、土木事務所における道路に関する委託事業の受注者が指定出資法人であった場合であっても、再委託に関しては、他の受注者の場合と同様に、受注者である指定出資法人に対して、再委託の有無や再委託先の名称等の通知を求めた上で、大阪府が再委託を承諾するか否かを判断できるように契約書の記載内容の変更を検討すべきである。 | 　指定出資法人である大阪府道路公社及び大阪府土地開発公社が再委託する場合においても、他の受注者の場合と同様に府に対して再委託先の名称等の通知を求めるとともに、府が再委託を承諾するか否かを判断できるよう各法人との契約書の記載内容を改めた。 |
| 【意見23】暴力団排除誓約書の取得【都市整備部】 | 大阪府は、土木事務所における委託契約や工事請負契約の受注者に対して、受注者と再委託先との再委託契約や受注者と下請負人との下請負契約（以下「再委託契約等」という。）の金額にかかわらず、全ての再委託先や下請負人（以下「再委託先等」という。）から暴力団排除誓約書（以下「暴排誓約書」という。）を徴取させ、府に提出させるべきである。 | 　今後、契約金額に関わらず再委託先等から暴排誓約書を徴取させ、府に提出させる。 |
| 【意見24】受注者が指定出資法人の場合の再委託先等からの暴排誓約書の取得【都市整備部】 | 　大阪府は、土木事務所における委託契約や工事請負契約の受注者が指定出資法人であった場合であっても、受注者である指定出資法人に対して、再委託先等からの暴排誓約書を徴取させ、大阪府に提出させるよう契約書の記載内容の変更を検討すべきである。 | 　指定出資法人である大阪府土地開発公社及び大阪府道路公社が再委託する場合においても、再委託先から暴排誓約書を聴取し、大阪府に提出するよう各法人との契約書の記載内容を改めた。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| (5)　書類等の保管 |
| 【意見25】契約関係書類の正確な編綴・調製【都市整備部】 | 　大阪府は、複数の職員が精査するなどにより、土木事務所が、契約関係書類を正確に編綴・調製しているかを確認する体制を整えるべきである。 | 　都市整備部（本庁）が土木事務所等に対し実施する事務監察時に指導する等により、契約関係書類が適切に編綴・調整されるよう取り組む。 |
| 【意見26】書類の保存期間【都市整備部】 | 　大阪府は、土木事務所における書類の保存について、都市整備部（本庁）を中心として、その性質及び種類に応じてどのような場合に文書の保存期間を延長するか、その判断基準等に関する考え方を検討し、土木事務所に周知したうえ、適正に文書の保存期間を延長し、文書を長期に保存すべきである。 | 　各土木事務所に対して、規則に基づく書類の保管、保存を徹底するよう周知した。　また、毎年度実施している、本庁所属が各土木事務所を対象に実施している事務監察において、書類の保管状況を新たに点検対象とすることとした。 |
| (6)　備品・資材管理 |
| 【意見27】備品情報リストの記載項目の統一【都市整備部】 | 　大阪府は、全７土木事務所が管理する備品情報リストの記載項目を統一することにより、備品の効率的な管理に努めるべきである。 | 　これまで同様、全庁指針に基づき、効率的な備品管理に努める。　 |
| 【意見28】耐久消耗品の持出し・貸出しルール【都市整備部】 | 　大阪府は、土木事務所の耐久消耗品一覧表に掲載しているデジタルカメラ等の物品については、持出簿や管理簿を正確に作成すべきである。 | 　各土木事務所に対して、耐久消耗品一覧表に掲載している物品について、持出簿や管理簿を適切に作成するよう周知した。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 【意見29】災害用備蓄米や保存水の期限管理、配布方法の検討【都市整備部】 | 　大阪府は、広域防災拠点から土木事務所に配布される保存食を無駄なく有効活用できるよう努めるべきである。 | 　各土木事務所に対して、備蓄食糧については極力廃棄処分の無いように努めるよう周知した。なお、現在も備蓄食料については、賞味期限が１年未満のものを防災訓練等で配布し、防災啓発を行い、有効活用に努めている。　今後は、保存場所の整理など、適切な在庫管理に努めていく。 |
| (7)　職員管理 |
| 【意見30】運転免許の管理【都市整備部】 | 　大阪府は、土木事務所において自動車を運転する予定がある者について、年度当初以外にも、運転免許証の取得の有無を有効期間満了時その他随時確認すべきである。 | 　各土木事務所に対して、運転免許証の取得の有無及び有効期限を随時確認するよう指導した。 |
| 【意見31】車両運転前のアルコール検査【都市整備部】 | 　大阪府は、土木事務所において自動車を運転する者に対し、庁用自動車の運転前の点呼時にアルコールチェッカー等を用いて呼気検査を行い、その結果を記録すべきである。 | 　各土木事務所に対して、庁用自動車の運転前の点呼時にアルコールチェッカー等を用いて呼気検査を行い、その結果を記録するよう指導した。 |
| (8)　不法占用・道路占用等許認可 |
| 【意見32】不法占用者との交渉等の記録化【都市整備部】 | 大阪府は、土木事務所所管の道路または道路区域外の土地について不法占用を発見した場合、土木事務所は、不法占用者に対する指導や協議の内容を詳細に記録し、都市整備部（本庁）に報告することを徹底すべきである。 | 　各土木事務所に対して、不占者との交渉等の記録化について徹底するよう周知した。なお、各土木事務所は「道路の不法占用物件等監督処分要綱」に基づき、都市整備部（本庁）へ不占案件を報告する必要があり、それを受けて、本庁所管課は土木事務所に対して是正に関する助言等を適切に行っている。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| (10)　道路パトロール等 |
| 【意見33】他の自治体等との比較検討【都市整備部】 | 　大阪府は、大阪府が管理する道路の定期パトロールについて、パトロールの方法や頻度、人員体制等について、国や他の都道府県・市町村等における実施の状況を調査し、大阪府として望ましい道路パトロールのあり方を検討すべきである。 | 　府は、地域要件、管理施設の状況、人員・予算規模等を考慮の上、常に望ましいパトロールのあり方を考えながら、各土木事務所において最適な体制を整えパトロールを実施している。　今後は、インフラの維持管理に関する全国会議等を活用し、他自治体の状況や先進事例の情報収集に努め、より最適なパトロール体制の実現に向けて適宜見直しを実施する。 |
| 【意見34】直営作業結果入力に係る建設CALSの改善等【都市整備部】 | 　大阪府は，土木事務所が行った直営作業の結果を建設CALSにて管理するにあたって，同システムに記録すべき内容が十分であるか検討し，あわせて作業に要した時間その他十分な情報が記録できるよう，次回のシステム改修時等のタイミングにおいて建設CALSの改善を検討すべきである。 | 　業務報告の方法については、大阪府都市基盤施設維持管理直営作業要領に記載している。報告内容については、同要領への記載の必要の有無を含めて今後検討を行う。　　　また、建設CALSシステムの改善については、次回のシステム改修時に検討を行う。 |
| 【意見35】メンテナンスマネジメント委員会【都市整備部】 | 　大阪府は、土木事務所メンテナンスマネジメント委員会を各委員出席のもとで定期的に開催し、これを開催したときは、大阪府都市基盤施設長寿命化計画において定められた実施内容に基づき議事を行い、またその議事録は原則として統一した様式により具体的に作成することにより、出席していない職員であっても議事の内容を容易に理解できる体制とすべきである。 | 　土木事務所のメンテナンスマネジメント委員会の議事録については様式の統一を図り、議事内容を確認できるよう必要な情報を共有化していく。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 【意見36】テクニカルアドバイス制度の積極的活用【都市整備部】 | 　大阪府は、土木事務所における職員のスキルアップによる維持管理体制の強化及び道路維持管理に際しての高度の判断を行う参考とするため、テクニカルアドバイス制度を積極的に活用すべきである。 | 　橋梁の予防保全を効果的に進めることや工学的な知見が少ない未知な不具合の対応については、橋梁維持管理テクニカルアドバイス制度に代表される有識者連携スキームを活用し、道路の安全、安心の確保に努める。 |
| ４　大阪府土地開発公社についての監査の結果及び意見 |
| (1)　公社資金による用地買収事業（先行取得方式）について |
| 【意見37】「事業用地を取得することができないと認められるとき」の判断基準【都市整備部】 | 　大阪府土地開発公社は、地権者との用地売買契約交渉の長期化を避けるために、大阪府との間の「公共事業用地先行取得等契約書」第７条第１項に定める「事業用地を取得することができないと認められるとき」の該当性に関する判断基準を定めるとともに、該当すると判断した場合の大阪府への届出を迅速に行うべきである。 | 　収用への移行については、事業を円滑に実施するため、常に大阪府と大阪府土地開発公社の間で綿密に協議を行いながら進めているところである。　今後とも収用制度の適正な活用も視野に入れながら、事業進捗に取り組んでいく。 |
| 【意見38】土地収用制度の活用の積極的検討【都市整備部】 | 　大阪府は、大阪府土地開発公社に対し、公共事業用地先行取得等契約書第７条第１項に基づく「事業用地を取得することができないと認められる」旨の届け出を適切に行うよう働きかけると共に、今後、土地収用制度の活用をより積極的に検討するよう努めるべきである。 | 　公共事業用地先行取得等契約書第７条については、大阪府と大阪府土地開発公社が協議の上、事業用地の一部又は全部を取得することができないと認められるときは、大阪府にその旨を報告しなければならないこととした。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| (2)　大阪府からの委託業務について |
| 【意見39】委託業務料の決定手法について【都市整備部】 | 　大阪府は、大阪府土地開発公社に委託している補償算定業務に関し、公社の委託事務費が再委託金額の４％に固定されていることの当否について検討すべきである。 | 　補償算定の事務費について、過去の実績等を調査の上、適正な事務費率を設定するよう検討する。 |
| 【意見40】随意契約理由の記載【都市整備部】 | 　大阪府は、補償算定業務について随意契約の手法により大阪府土地開発公社との間で契約を締結する場合、随意契約にする理由を、地方自治法施行令第167条の２第１項の規定に即して具体的に記載すべきである。 | 　土地開発公社が法に基づき地方公共団体に代わって用地取得等を行う役割と、補償算定において公平性や公共性を踏まえた統一的な観点を有している点を明確にするなど、随意契約理由を具体的に記載することとした。 |
| (4)　会計に関する事項 |
| 【意見41】土地買収等にかかわるコストの適切な把握【都市整備部】 | 　大阪府土地開発公社は、同公社全体のコスト及び案件ごとのコストを適切に把握し、業績を適切に評価できる仕組みを構築すべきである。 | 大阪府土地開発公社において、今後は事業ごとのコストを出張回数などにより把握するなど、費用対効果の分析をするよう検討することを確認した。 |
| (6)　大阪府土地開発公社のあり方について |
| 【意見42】大阪府土地開発公社の今後のあり方【都市整備部】 | 　大阪府は、大阪府土地開発公社との契約の方式を交渉委託方式をメインとすること等も含め、他府県の例も参考にしながら、同公社の今後のあり方について検討すべきである。 | 　大阪府土地開発公社のあり方については、他府県の事例も踏まえた上で「行政経営の取り組み」（R２.２公表）に取りまとめられ、「府の用地取得規模が一定程度縮小するまでは、公社を活用した用地取得体制を維持する」とされた。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| ５　大阪府道路公社についての監査の結果及び意見 |
| (1)　鳥飼仁和寺大橋有料道路事業について |
| 【意見43】自転車の通行について【都市整備部】 | 　大阪府道路公社は、鳥飼仁和寺大橋の自転車通行料について、徴収率を上げる手段を検討するべきである。 | 　大阪府道路公社が鳥飼仁和寺大橋有料道路の自転車利用者からの料金徴収について、料金箱周辺の歩道に啓発の路面表示等を行うとともに、啓発チラシを配布するなど、料金徴収率の向上に努めたことを確認した。 |
| (2)　府からの委託事業について |
| 【意見44】委託業務料の決定手法について【都市整備部】 | 　大阪府は、大阪府道路公社に委託している業務について、公社の委託事務費の算出方法の是非を検討すべきである。 | 　委託事務費の算出方法については、大阪府道路公社に事務的経費の提示を求め検証した結果、現行の事務費率の妥当性を確認したことから、同公社と事務費の取扱いに関する確認書を締結した。 |
| 【意見45】再委託に関する承諾【都市整備部】 | 　大阪府は、大阪府道路公社に委託した事業に関して、同公社が再委託を行う場合、府の承諾を必要とすべきである。 | 　大阪府道路公社に委託した事業に関して、同公社が再委託を行う場合は、大阪府の承諾を必要とする内容に契約書を改めた。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| (3)　大阪府道路公社が行う入札一般について |
| 【意見46】契約内容に適合した履行がなされているかの確認【都市整備部】 | 　大阪府道路公社は、予定価格に比べて落札価格が著しく低い（概ね予定価格の５割前後）結果となった案件に関して、大阪府道路公社会計規程第77条ただし書きの規定も活用し、契約内容に適合した履行がなされるか否かの確認を行うべきである。 | 　大阪府道路公社が、道路・橋梁の安全性に直結する重要な業務について、落札予定価格が特に低い場合（概ね予定価額の５割前後）は、落札候補者に対して契約内容に適合した履行が可能かを確認することを目的に入札価格の内訳書の額の根拠についてヒアリングを実施する旨を、入札参加者への配布資料に明記することを確認した。 |
| (4)　大阪府道路公社が締結する随意契約一般について |
| 【意見47】随意契約理由の具体化【都市整備部】 | 　大阪府道路公社は、随意契約で契約を締結する場合に、随意契約理由書における随意契約理由を具体的に記載すべきである。 | 　大阪府道路公社が、随意契約理由書に、要件該当性をより具体的に記載する運用としたことを確認した。 |
| (5)　その他管理事項 |
| 【意見48】備品管理について【都市整備部】 | 　大阪府道路公社は、本社及び管理事務所ごとに備品管理台帳を作成した上で、管理事務所における備品管理責任者による定期的な在庫確認の際は、備品管理台帳に確認済印を押印する等の運用を行うべきである。 | 　大阪府道路公社が、備品管理台帳を本社及び管理事務所ごとに作成するとともに、備品管理責任者が毎年度末に在庫確認を行い、備品管理台帳に確認済印を押印する運用としたことを確認した。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| (6)　大阪府道路公社の今後のあり方について |
| 【意見49】大阪府道路公社の今後のあり方について【都市整備部】 | 　大阪府は、大阪府道路公社が管理運営する有料道路が減少している状況を踏まえ、同公社の事業に関するコストを今後も適切に把握した上で、人件費や賃料等の縮減に努めるべきである。 | 　箕面有料道路移管後は、道路公社の管理路線は鳥飼仁和寺大橋有料道路の１路線のみとなることから、移管後における道路公社の業務量などの運営状況を把握し、運営に必要かつ適切な人員配置に努めると共に、今後の公社組織のあり方についても検討していく。 |
| ６　大阪高速鉄道株式会社についての監査の結果及び意見 |
| (1)　会計に関する事項 |
| 【意見50】借入れの是非【都市整備部】 | 　大阪高速鉄道株式会社は、金融機関等から借入れをするに際し、その必要性を慎重に吟味し、不要な借入れを避けるべきである。 | 大阪府高速鉄道株式会社が、資金需要に対して、できる限り自己資金を活用し、必要最小限の借入を実行する運用としたこと及び今後も引き続き必要性を慎重に吟味したうえで借入を実行することを確認した。 |
| (2)　役員の選任について |
| 【意見51】役員の公募方法【都市整備部】 | 　大阪高速鉄道株式会社は、「民間等の当該業務経験者も含めて人選するべき」とする大阪府指定出資法人評価等審議会の意見の趣旨に沿うように、民間鉄道等の業界団体等にも役員公募を周知する等、幅広く人材を集める公募方法となるよう努めるべきである。 | 　大阪府高速鉄道株式会社が、次回の役員公募については、プレスリリース、ホームページへの掲載及び大阪府人材バンクに加え、幅広く人材を集める公募方法となるよう、加盟する業界団体への情報提供やホームページ以外の広報媒体への掲載なども検討していることを確認した。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| (3)　経営目標の設定 |
| 【意見52】経営目標の合理化【都市整備部】 | 大阪高速鉄道株式会社は、平成31年度以降の経営目標を定めるに際しては、中期経営計画に沿って、より合理的な目標を設定するよう留意すべきである。大阪府は、大阪高速鉄道株式会社に経営目標を設定させるに際し、より合理的な内容となるよう適切に働き掛けるべきである。 | 　大阪高速鉄道株式会社が、令和元年度の目標設定に際し、大阪府及び大阪府指定出資法人等審議会と協議・議論を行い、より中期経営計画に沿った合理的な目標となるよう、一部、目標設定を変更したこと並びに今後においてもより合理的な目標を設定するよう努めることを確認した。　また、府は大阪高速鉄道株式会社がより合理的な目標を設定するよう、今後も適切に働きかけていく。 |
| (4)　インフラ部の予防保全対策業務に関する契約 |
| 【意見53】大阪高速鉄道株式会社への委託の是非【都市整備部】 | 大阪府は、大阪高速鉄道株式会社へインフラ部の予防保全対策業務を委託することに関し、その必要性や合理性を十分に考慮した上で、今後の委託契約の是非及び内容を十分に検討すべきである。 | 　モノレールが走行する軌道桁等に係る予防保全対策業務については、作業実施に伴い運行障害を発生させることのないよう、安全運行確保の観点からモノレール運行事業者である大阪高速鉄道株式会社への委託が必要となる。なお、各業務に関して、大阪高速鉄道株式会社に発注せざるを得ない種類の業務であるか否かはそれぞれ慎重に見極めたうえで、契約を行っている。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 【意見54】随意契約理由の記載方法【都市整備部】 | 大阪府は、大阪高速鉄道株式会社に対し、随意契約の方式によりモノレール予防保全対策業務を委託する際、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当することが一見して確認できるよう随意契約理由書の記載を具体的かつわかりやすいものとするよう留意すべきである。 | 　令和元年度以降の委託については、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当することが確認できるよう、軌道桁等の予防保全工事については、列車運行の安全性や効率性の観点から、運行事業者である大阪高速鉄道株式会社が施工管理する能力を有する唯一の事業者であることを明記する等、随意契約理由を具体的に記載することとした。 |
| (5)　モノレール事業の効果の検証 |
| 【意見55】インフラ部とインフラ外部とを一体とした効果の検証【都市整備部】 | 大阪府は、府が管理するインフラ部と大阪高速鉄道株式会社が管理するインフラ外部とを一体のものとしたモノレール事業全体としての費用便益分析等を行うことにより、同事業の社会的・経済的効果を検討すると共に、大阪府民への説明に努めるべきである。 | 府が管理するインフラ部は、「道路事業（公共工事）」として実施するもので、インフラ外部は、道路を使用して運輸事業者が経営する「運輸事業」である。　インフラ部は、公共事業として投資（コスト）を上回る社会的便益があるかどうかの観点から費用便益分析を行い、建設事業評価審議会での審議を経て、その審議結果や資料等を公表しているところ。また、インフラ外部は、運輸事業者の財務諸表等により、健全な経営を実施しているかどうかの観点から検証を行っており、運輸事業者においても、財務諸表等をホームページで公表する等、広く府民への周知に努めている。 |